

仕 様 書

1 委 託 業 務 名

ターゲット訴求を意識したデジタルによる観光情報発信業務委託

2 委託業務の目的

本業務において定めるターゲットに対して有効な訴求となるコンテンツ作成や Web 広告の配信による的確な情報発信を通じて、ターゲットに対して効果的に富山県の魅力を届けるとともに、ひいては富山県への戦略的な誘客を促進する。

3 委託業務の内容

業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本業務におけるターゲット等の設定

(ターゲットの考え方)

- ・本業務におけるターゲットは、富山県で掲げるターゲットの考え方（別紙1）を参照し、効果的な情報発信となるようマーケティングに基づいたより詳細なターゲットを提案すること

(ターゲットに起こしてもらいたい行動変容)

- ・本業務において作成する記事を広告等を通じて閲覧（認知）し、記事閲覧をきっかけとして興味を持ち、県内の他の観光情報を深掘りして収集すること（観光サイト内における行動変容）
- ・収集した情報をもとに富山県への旅行を計画し、実際に来訪すること

(2) 目標値（K P I）の設定

- ・本業務の目的を達成するうえで必要な目標項目と目標値がある場合は、具体的に設定し、その内容を提案書に記載すること
- ・設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること

(3) ターゲットに対して有効に訴求できる特集記事等コンテンツの作成

①記事の作成・掲載等に関すること

- ・企画提案、取材、原稿作成、入稿（校正作業も含む）及びこれらに関する各種調整までを行うこと
- ・富山県観光公式サイト「とやま観光ナビ」のフォーマットを使用することを想定して特集記事を作成すること
- ・「とやま観光ナビ」管理画面より入稿、編集作業を行うこと（写真だけでなく段落途中に動画を加えることも可能）
- ・制作したページは、観光ナビ内の1つのランディングページに一括して掲載すること
- ・必要に応じて、特集記事で取り扱ったスポットについて「とやま観光ナビ」のデータベースに新規登録を行うこと

②記事作成の計画等に関すること

- ・合計で4本／年以上の記事を作成し、富山県観光公式サイト「とやま観光ナビ」内に掲載すること（約10段落、全体で2,000～3,000文字程度。県と相談の上決定）
- ・年間の事業実施スケジュールを作成し、県に提示すること

③記事の内容に関すること

- ・受託者が現在の旅行ニーズや本県の強みを踏まえ、ターゲットのサイト流入が見込めるコンテンツ等を提案・企画し、県と協議のうえ、最終決定すること

- ・記事作成の前提となるコンテンツをその根拠とともに提案するなど、提案内容に具体性をもたせること
 - ・タイトルや記事構成など SEO 対策に効果的となるよう、文字や構成等を工夫すること
- ④その他（費用、権利関係等）
- ・取材に係る必要経費（交通費、宿泊費、体験プラン参加費、食材購入費など）は委託料内で支払いをすること
 - ・取材で撮影した写真（モデルを使用する場合も含む）の二次利用については、県及び（公社）とやま観光推進機構が富山県の観光振興を目的に使用する場合のみ、利用を妨げないこと

（４）受託者による広告運用計画の作成

- ・次に掲げる事項を盛り込んだ「広告運用計画」を作成し、契約締結後速やかに県に提出し、説明のうえ、承認を得ること

【広告運用計画に盛り込むべき事項】

（ア）本業務を通じたカスタマージャーニー

本業務におけるターゲットを元に本業務を通じたカスタマージャーニーを設定する

（イ）事業期間を通じた広告の運用方針 カスタマージャーニーに基づき、以下を設定する。

- A) 広告手法（デジタル広告等）
- B) 掲出プラットフォーム（Google、Yahoo!等）
- C) 各広告（ディスプレイ広告、検索連動型広告、動画広告等）
- D) 各広告（上記 C）の経費配分のバランス方針
- E) 各広告（上記 C）の具体的な運用方法
- F) 運用スケジュール

（ウ）情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の作成方針

（エ）広告効果の検証及び運用の見直し方法

（オ）目標設定（（２）参照）

（カ）その他必要な事項

※広告の流入先は「とやま観光ナビ」に作成する（３）の記事とすること

（５）広告の運用管理

- ・潜在的なターゲット層に対して効果的に情報発信し、（１）の行動変容を促すべく、広告を掲出・運用すること
- ・広告は、各回２万回以上ページ流入するよう設計すること
- ・広告は主にディスプレイ広告等の手法を用いて、ターゲット層への情報発信を行うこと。手法やその組み合わせ方法等は提案すること
- ・広告期間は県と相談の上、決定すること
- ・透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告費用のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること
- ・広告は（３）で作成したコンテンツごとに行うこととし、各回の結果を次回以降の広告配信（コンテンツ作成・クリエイティブ制作等）に活かすこと

(6) 効果測定、改善

- ・本業務により配信する広告のインプレッション数、クリック数、クリック率、クリック後の行動等を閲覧者の属性（地域、性別、年代や興味関心等）ごとに適宜分析しながら、ディスプレイ広告等におけるキーワード等設定の見直しについて、県に協議すること。また、必要に応じて運用の見直し等についての提案を行うこと。なお、提案は理解しやすいものを必須とし、理解が難しい場合は再提出を指示する。
- ・(4) (エ) 広告効果の検証及び運用の見直し方法に関しては、来訪計測等のコンバージョンがはっきりとわかる手法を用いるなどの工夫を施すこと
- ・広告運用の効果測定に関しては、クリック単価のほか、エンゲージメント単価や記事を流入先とした広告の費用対効果がわかる指標を入れて県に提示すること
- ・ターゲットに対して広告を配信した結果、想定とは異なるエリア、年齢等をターゲットとすることが本業務の目的を達成するために、より効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直し等について、協議するものとする

4 成果物及び提出物

(1) クリエイティブ

- ・本業務により制作した広告クリエイティブは、制作完了後、データにて納品すること
なお、本業務により作成し、発注者に提出した納品物の所有権及び著作権は発注者に帰属するものとし、発注者において自由に利用・修正・公開することができるものとする

(2) 報告書

- ・広告配信の完了後、以下の内容を含んだ報告書を提出すること
(ア) 本業務にかかる効果検証分析レポート
(イ) 本業務の分析結果を受けた、来年度以降のターゲティング案とプロモーション戦略に対する改善案

5 その他

- (1) 委託業務により新たに生じた著作権については、全て富山県に帰属するものとする。
また、受託者は、本委託業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については、事前に書面にて許諾を取得するとともに県にその旨を書面により報告すること
- (2) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、県及び受託者が協議の上定めるものとする
- (3) 本仕様書に定める内容以上の企画、機能、運用などが可能であれば、積極的に提案しながら進めること
- (4) 県の入込客数、滞在時間の延長など観光消費額の増加に繋がる内容とすること
- (5) 個人情報保護条例に基づく適正管理を行うこと
- (6) 「デジタルマーケティング留意事項」(別紙2)を遵守すること
- (7) 本仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画にかかる業務についても、あわせて実施すること
- (8) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分に協議すること